

# 不服申立て制度について

労働基準監督署長が行った労災保険給付に関する決定について不服がある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に審査請求をすることができます。

さらに審査請求の決定に不服がある場合は、再審査請求をすることができます。

## ・審査請求

被災労働者又は遺族等は、労働基準監督署長が行った保険給付を支給する、支給しないという決定に対して不服がある場合には、その決定をした労働基準監督署の所在地を管轄する労働局に置かれている労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をすることができます。

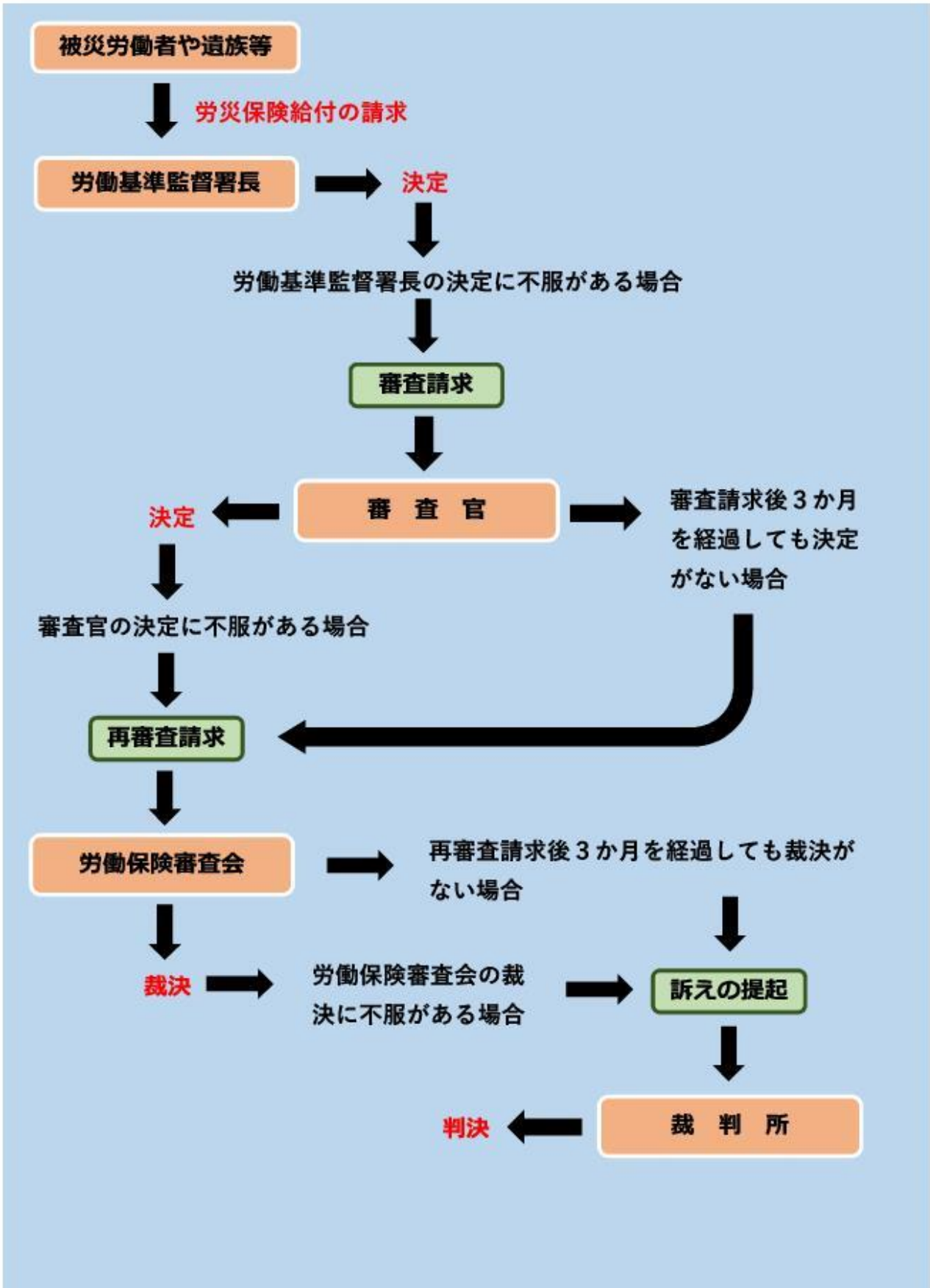
## ・再審査請求

審査官の決定に不服がある場合や審査請求後3か月を経過しても審査官による決定がない場合には、労働保険審査会に対して、再審査請求をすることができます。

再審査請求人は、審査官から決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に行わなければなりません。

[労働保険審査請求書](#) (様式ダウンロード)

[労働者災害補償保険審査官決定事案一覧](#)(厚生労働省ホームページヘルリンク)



問合せ先

沖縄労働局労働基準部労災補償課 審査官あて

TEL 098-868-3559